特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１４号
東京都千代田区有楽町１丁目２番２号　東宝日比谷ビル
清算株式会社　株式会社みんなのみらい
代表清算人　中山　隆志
１　決定年月日　令和８年５月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第３００３号
群馬県伊勢崎市三室町５２１５番地６
清算株式会社　株式会社Ｈｉｇｈ＆Ｄｒｙ
代表清算人　小林　隆
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和8年（ヒ）第1001号
千葉県浦安市当代島三丁目３－２７
清算株式会社　株式会社モトアラウンド
代表清算人　田中直樹
１　決定年月日　令和8年5月1日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県伊丹市森本八丁目８５番地
清算株式会社　株式会社協和精機製作所
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県川西市東多田二丁目２４番２１号
清算株式会社　株式会社グローバリーテックジャパン
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第３号
大阪府豊中市利倉二丁目１３番２１号
清算株式会社　株式会社協和モールド
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年５月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第３号
福井県敦賀市若葉町三丁目1258番地
清算株式会社　株式会社田中善建設
１　決定年月日　令和８年５月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（ヒ）第１０１２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反１０７番地
清算株式会社　三協株式会社
１　決定年月日　令和８年５月１２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３号
岡山市南区浦安西町４７番地２
清算株式会社　株式会社ブツクランドあきば
代表清算人　秋庭　知雄
１　決定年月日　令和８年５月１５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残存資産から必要な費用を控除した残額である９１万００７２円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　各協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始